

事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（令和元年度分）の概要について

1. はじめに

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年1回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を報告することが義務付けられています。また、報告のあった測定結果については、公表することとされています。

この度、市内事業所から報告のあった令和元年度分の測定結果を取りまとめましたので、公表致します。

2. 事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（令和元年度分）の概要

(1) 排出ガスの測定結果及び排出基準適合状況

大気基準対象施設は13施設あり、内3施設は休止状態となっています。測定結果については、休止施設を除く、10施設分（製鋼用電気炉1施設、廃棄物焼却炉9施設）の報告がありました。

なお、測定の結果については、報告のあった全ての施設において排出基準に適合していました。

(2) 廃棄物焼却炉に係る燃え殻及びばいじんの測定結果

廃棄物焼却炉の燃え殻及びばいじんについて、測定結果の報告義務のある施設全9施設全でから測定の報告がありました。

なお、測定の結果については、報告のあった全ての施設において処理基準値に適合していました。

(3) 排出水の測定結果及び排出基準適合状況

水質基準対象施設を設置している4事業所のうち、測定結果の報告を義務付けられている事業所は2事業所あり、内1事業所の施設は休止状態となっています。休止施設を除く、1事業所（下水道終末処理場）より報告がありました。なお、測定結果については、排出基準に適合していました。

3. 公表の方法

測定結果は、枚方市環境部環境指導課ホームページ内にて掲載するとともに、枚方市環境部環境指導課（枚方市田口5-1-1）でも閲覧が可能です。